

# 介護老人保健施設 仙寿なごみ野 施設サービス運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団登豊会が開設する介護老人保健施設 仙寿なごみ野(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第3条
- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
  - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 仙寿なごみ野
- (2) 開設年月日 平成23年4月1日
- (3) 所在地 岐阜県岐阜市則武東4丁目2番6号
- (4) 電話番号 058-215-9753 FAX番号 058-215-9757
- (5) 管理者名 茜部 寛
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2150180160号

## (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人以上
- (2) 医師 1人以上
- (3) 看護職員 10人以上
- (4) 介護職員 50人以上
- (5) 支援相談員 1人以上

(6)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5人以上
(7)	管理栄養士	1人以上
(8)	介護支援専門員	1人以上
(9)	歯科衛生士	1人以上
(10)	事務員	2人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。(配置しない場合は、起債の必要はない。)
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、事務一般、請求業務、管理業務を行う。

(入居定員)

第7条 当施設の入居定員は、100人とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の通りとする。

- (1) ユニット数 10ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 10名

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

※各種加算の算定を受ける場合は、以下列記する。

1. 介護サービス費
2. サービス提供体制強化加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
3. 栄養マネジメント強化加算
4. 夜勤体制加算
5. 初期加算 (Ⅰ・Ⅱ)
6. 短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ・Ⅱ)
7. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ・Ⅱ)
8. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (Ⅰ・Ⅱ)
9. 自立支援促進加算
10. 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ・Ⅱ)
11. 安全対策体制加算
12. 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ・Ⅱ)
13. 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ・Ⅱ)
14. 協力医療機関連携加算
15. 経口維持加算 (Ⅰ・Ⅱ)

- 16. 経口移行加算
- 17. 療養食加算
- 18. ターミナルケア加算
- 19. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
- 20. 口腔衛生管理加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 21. 外泊時費用
- 22. 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 23. 新興感染症等施設療養費
- 24. 入所前後訪問指導加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 25. 試行的退所時指導加算
- 26. 退所時情報提供加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 27. 退居時栄養情報連携加算
- 28. 入退所前連携加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 29. 所定疾患施設療養費（Ⅰ・Ⅱ）
- 30. かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱ・Ⅲ）
- 31. 排せつ支援加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
- 32. 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 33. 再入所時栄養連携加算
- 34. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（R6.5まで）
- 35. 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ）（R6.5まで）
- 36. 介護職員ベースアップ等支援加算（R6.5まで）
- 37. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ）（R6.6から）

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な食事の費用、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（身体の拘束等）

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。  
食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会時間は、8時30分から18時00分

- ・外出・外泊は、所定の用紙に必要事項を記入の上、事前に申請すること。
- ・敷地内及び施設内は禁煙とする。
- ・火気の取扱いは、施設内、敷地内では禁止する。
- ・設備・備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き、大切に扱うこと。
- ・所持品・備品等は、使い慣れたもの持参し、電気製品については事前に申し出ること。
- ・金銭・貴重品の管理は、自己管理とする。
- ・外泊時等の施設外での受診は、必ず施設へ連絡すること。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人登豊会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、医療従事者及び夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

- 第20条 施設サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は、提供した施設サービスの内容に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 当施設は、提供した施設サービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って改善を行うものとする。
  - 4 サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応します。
    - (1) 介護老人保健施設 仙寿なごみ野 施設長 茜部寛  
電話：058-215-9753(代) FAX：058-215-9757  
受付時間：9時00分から17時00分 (月～金)

(2) 公的機関 (祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日まで)

岐阜市役所 福祉部介護保険課	住所：岐阜市司町40番地1 電話：058-265-4141 午前8時45分から午後5時00分まで
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	住所：岐阜市下奈良2-21 (岐阜県福祉・農業会館内) 電話：058-275-9826 午前9時00分から午後5時00分まで

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
  - 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人登豊会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成26年 2月17日より施行する。

この運営規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成28年11月 1日より施行する。

この運営規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成30年11月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 元年 5月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

この運営規定は、令和 3年 4月 1日より施行する。

この運営規定は、令和 6年 4月 1日より施行する。